

裁判所の新しい手続

第三者からの

情報取得手続

がはじまります！

裁判や調停で決まったのに、
お金を支払ってくれない

強制執行をしたいけど、
相手の預貯金や勤務先が
わからない



情報取得手続を利用すると……

債務名義(判決や和解
調書等)があれば

預貯金口座や勤務先など
債務者の財産情報を取得できます！



預貯金等の有無、
支店名、口座番号、
残高等

勤務先(給料等)の
有無、名称や場所

政令で定める日
(令和3年5月16日までの日)
から利用できます

登記所

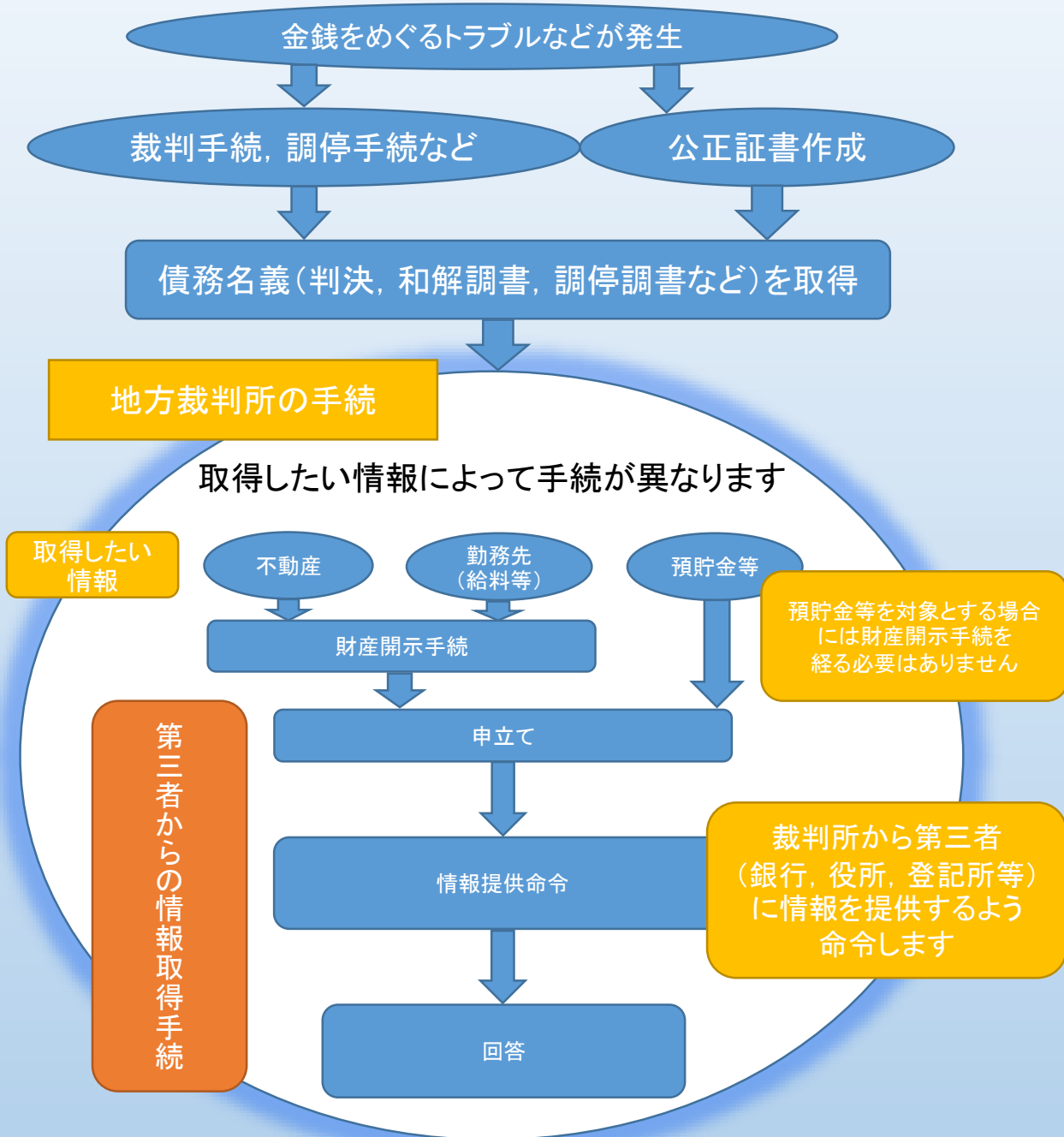
所有不動産の有無、
場所等

債務者の財産に関する情報があれば、
強制執行手続を利用しやすくなります！

手続の流れは次のページ



手続の流れ



債務者の財産に関する情報を取得できれば、
債権差押えや強制競売など
強制執行手続を利用しやすくなります！

ご利用方法

① 申立て先

債務者の住所を管轄する地方裁判所

② 手数料

申立書1通につき原則1000円(収入印紙)

※ 他に、情報提供をした金融機関への報酬(1件2000円)や郵送費用がかかります。

③ 必要な書類

申立書

債務名義(判決、和解調書、調停調書等)正本

不動産・給料等の情報の取得を希望する場合

3年以内に財産開示手続が実施されたことを証する書面

他の手続も使いやすくなりました！

給料や預金の差押えなどで
生活が苦しい方へ

差押禁止債権の範囲変更の申立て

差押命令の全部又は一部を取り消す
(差押えの範囲を減縮する)申立てを
することができます。

この制度について、命令発令時に
債務者にお知らせします。



ご不明な点については、最寄りの地方裁判所にお問い合わせください

<https://www.courts.go.jp/map.html>